

島根労働局発表

平成27年1月30日

(14:00解禁)

担
当

島根労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 松本 聡史

地方雇用開発担当官 浅津 勝

TEL 0852-20-7021

平成26年「外国人の雇用状況」の集計結果を公表します

～ 県内の外国人労働者数は2,441人、外国人を雇用する事業所数は453か所
いずれも届出義務化（平成19年）以来、過去最高に ～

島根労働局（局長 ふるたこうしょう 古田宏昌）では、平成26年10月末現在の県内の外国人雇用の届出状況を取りまとめました。

雇用対策法（昭和41年法律第132号。）に基づく外国人雇用状況の届出制度は、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的として、平成19年10月1日から実施され、全ての事業主に対して、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）の雇入れ又は離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務づけられています。この集計は、同法の規定に基づき届出のあった453事業所の状況を取りまとめたものです。

◎ 集計結果の主なポイント

- 外国人労働者数は2,441人（対前年166人 7.3%増加）【図1 表1】
- 外国人労働者を雇用する事業所数は453か所（対前年17か所 3.9%増加）
【図3 表1】
- ・ いずれも、平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高。

【県内の外国人労働者の状況】

- 国籍別では、中国（香港等を含む）が最も多く1,123人（外国人労働者全体の46.0%）、次いで、ブラジル665人（27.2%）、フィリピン244人（10.0%）の順。
【図1 表1】
- 在留資格別では、「技能実習」が最も多く1,112人（外国人労働者全体の45.6%）、次いで、「身分に基づく在留資格」が1,065人（43.6%）、「専門的・技術的分野の在留資格」199人（8.2%）の順。【図2、表1】

【県内の事業所の状況】

- 産業別では、製造業が195か所（事業所全体の43.0%）【図3 表3】
- 事業所規模別では、「30人未満事業所」が最も多く258か所（事業所全体の57.0%）
【図4 表6】

（注）「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。